

表示付認証機器 ^{57}Co 面線源の安全取扱いに 関するガイドライン付録

5

付録 1. 表示付認証機器に関する法令

付録 2. アイソトープ注文書

付録 3. 表示付認証機器使用・使用変更届

10 付録 4. 表示付認証機器廃止及び廃止措置計画届

付録 5. 密封放射線源引取依頼書

付録 6. 表示付認証機器の受入れ・保管・払出しの記録

付録 7. 表示付認証機器の使用記録

法的根拠＜放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律＞

第 2 章の 2 表示付認証機器等

《章全改》平 16 法 069

(放射性同位元素装備機器の設計認証等)

第 12 条の 2 放射性同位元素装備機器(次項に規定するものを除く。以下この項において同じ。)を製造し、又は輸入しようとする者は、政令で定めるところにより、当該放射性同位元素装備機器の放射線障害防止のための機能を有する部分の設計(当該設計に合致することの確認の方法を含む。以下この条及び次条第1項において同じ。)並びに当該放射性同位元素装備機器の年間使用時間その他の使用、保管及び運搬に関する条件(運搬に関する条件にあつては、船舶又は航空機による運搬以外の運搬について定める運搬する物についての措置に係るものに限る。以下この章において同じ。)について、原子力規制委員会(その種類に応じ政令で定める数量以下の放射性同位元素を装備する放射性同位元素装備機器その他政令で定める放射性同位元素装備機器にあつては、原子力規制委員会の登録を受けた者(以下「登録認証機関」という。))又は原子力規制委員会)の認証(以下「設計認証」という。)を受けることができる。

【令】第 11 条 《全改》平 16 法 069 《改正》平 24 法 047

2 その構造、装備される放射性同位元素の数量等からみて放射線障害のおそれが極めて少ないものとして政令で定める放射性同位元素装備機器を製造し、又は輸入しようとする者は、政令で定めるところにより、当該放射性同位元素装備機器の放射線障害防止のための機能を有する部分の設計並びに当該放射性同位元素装備機器の使用、保管及び運搬に関する条件(年間使用時間に係るものを除く。)について、原子力規制委員会又は登録認証機関の認証(以下「特定設計認証」という。)を受けることができる。

【令】第 12 条 《全改》平 16 法 069 《改正》平 24 法 047

3 設計認証又は特定設計認証を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を原子力規制委員会又は登録認証機関に提出しなければならない。

1. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
2. 放射性同位元素装備機器の名称及び用途
3. 放射性同位元素装備機器に装備する放射性同位元素の種類及び数量

【則】第 14 条の 2 《全改》平 16 法 069 《改正》平 24 法 047

4 前項の申請書には、放射線障害防止のための機能を有する部分の設計並びに使用、保管及び運搬に関する条件(特定設計認証の申請にあつては、年間使用時間に係るものを除く。次条第1項及び第 12 条の 6 において同じ。)を記載した書面、放射性同位元素装備機器の構造図その他原子力規制委員会規則で定める書類を添付しなければならない。

《全改》平 16 法 069 《改正》平 24 法 047

(認証の基準)

第 12 条の 3 原子力規制委員会又は登録認証機関は、設計認証又は特定設計認証の申請があった場合において、当該申請に係る設計並びに使用、保管及び運搬に関する条件が、それぞれ原子力規制委員会規則で定める放射線に係る安全性の確保のための技術上の基準に適合していると認めるときは、設計認証又は特定設計認証をしなければならない。

【則】第 14 条の 3 《全改》平 16 法 069 《改正》平 24 法 047

2 原子力規制委員会又は登録認証機関は、設計認証又は特定設計認証のための審査に当たり、必要があると認めるときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、次条第 2 項の規定による検査の実施に係る体制について実地の調査を行うものとする。

《全改》平 16 法 069 《改正》平 24 法 047

（設計合致義務等）

第 12 条の 4 設計認証又は特定設計認証を受けた者（以下「認証機器製造者等」という。）は、当該設計認証又は特定設計認証に係る放射性同位元素装備機器を製造し、又は輸入する場合においては、設計認証又は特定設計認証に係る設計に合致するようにしなければならない。

《全改》平 16 法 069

2 認証機器製造者等は、当該設計認証又は特定設計認証に係る確認の方法に従い、その製造又は輸入に係る前項の放射性同位元素装備機器について検査を行い、原子力規制委員会規則で定めるところにより、その検査記録を作成し、これを保存しなければならない。

【則】第 14 条の 4 《全改》平 16 法 069 《改正》平 24 法 047

（認証機器の表示等）

第 12 条の 5 認証機器製造者等は、前条第 2 項の規定による検査により設計認証に係る設計に合致していることが確認された放射性同位元素装備機器（以下この条において「認証機器」という。）又は同項の規定による検査により特定設計認証に係る設計に合致していることが確認された放射性同位元素装備機器（以下この条において「特定認証機器」という。）に、原子力規制委員会規則で定めるところにより、それぞれ認証機器又は特定認証機器である旨の表示を付することができる。

【則】第 14 条の 5 《全改》平 16 法 069 《改正》平 24 法 047

2 前項の規定による表示が付された認証機器（以下「表示付認証機器」という。）以外の放射性同位元素装備機器には、同項の認証機器である旨の表示を付し、又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

《全改》平 16 法 069

3 第 1 項の規定による表示が付された特定認証機器（以下「表示付特定認証機器」という。）以外の放射性同位元素装備機器には、同項の特定認証機器である旨の表示を付し、又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

【則】第 14 条の 14 《全改》平 16 法 069

第 12 条の 6 表示付認証機器又は表示付特定認証機器を販売し、又は賃貸しようとする者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、当該表示付認証機器又は表示付特定認証機器に、認証番号(当該設計認証又は特定設計認証の番号をいう。)、当該設計認証又は特定設計認証に係る使用、保管及び運搬に関する条件(以下「認証条件」という。)、これを廃棄しようとする場合にあっては第 19 条第 5 項に規定する者にその廃棄を委託しなければならない旨その他原子力規制委員会規則で定める事項を記載した文書を添付しなければならない。

【則】第 14 条の 6 《全改》平 16 法 069 《改正》平 24 法 047

(認証の取消し等)

第 12 条の 7 原子力規制委員会は、認証機器製造者等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該設計認証又は特定設計認証(以下「設計認証等」という。)を取り消すことができる。

1. 不正の手段により設計認証等を受けたとき。
2. 第 12 条の 4、第 12 条の 5 第 2 項若しくは第 3 項又は前条の規定に違反したとき。

《全改》平 16 法 069 《改正》平 24 法 047

2 原子力規制委員会は、前項各号のいずれかに該当する認証機器製造者等及びその他の第 12 条の 5 第 2 項若しくは第 3 項又は前条の規定に違反した者に対し、放射線障害を防止するため必要な限度において、当該不正又は違反に係る放射性同位元素装備機器の回収その他の措置をとるべきことを命ずることができる。

アイソトープ注文書

下記アイソトープを注文します。

平成 年 月 日

使用 者 名	(事業所名)				Tel :		
	(所属)				Fax :		
	(氏名)		印	E-mail :			
現品送付先	〒	都 道 府 県	市 郡 区	区 町	Tel :		
使用許可/届出番号				放射線取扱主任者	印		
	製造元	核種	コード番号	品名等	公称放射能	個数	希望納期
1							
2							
3							
貴注文番号				線源交換	無・有 (引取依頼書 No.)		
請 求 先	〒	都 道 府 県	市 郡 区	区 町	Tel :		
	支払責任者所属・氏名 :						印
通 信 欄	使用目的: 医療用・研究用・ <u>校正用</u> ・工業用 (RGS用・厚さ測定用・その他)						

JCSS 校正申込書

ご注文の線源が標準線源の場合、JCSS 校正が可能です。ご希望の方は、下記の欄にご記入願います。JCSS 校正証明書には、下記校正依頼者の内容(事業所名及び住所)が記載されます。誤字・脱字のないようご注意ください。

校正依頼者	
事業所名	
住 所	都 道 府 県 市 郡 区 区 町
校正依頼	
上記3件の注文のうち 1 , 2 , 3 に JCSS 校正を希望します。	ご希望製品に対応する数字に○を付けてください

※ 校正納期及び校正に要する料金等は、下記までお問い合わせください。

FAX 送信先・問い合わせ先

放射線源課受付欄

許認可確認	登録印	確認印

公益社団法人日本アイソトープ協会 放射線源課

FAX : 0120-012859 (注文専用フリーダイヤル)

TEL : 03-5395-8031, FAX: 03-5395-8054

当該ページ数[] / [] 総ページ数 : ページ数をご記入ください

様式第四 (第5条関係)

整理番号 (注1)		
-----------	--	--

表示付認証機器 使用届
使用変更

年 月 日

原子力規制委員会 殿

氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

㊟ (注2)

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第3条の3 第1項 第2項 の規定により表示付認証機器の 使用 使用に係る届出事項の 変更 を届け出ます。

氏名又は名称					
法人にあつては、その代表者の氏名					
住所		郵便番号 () 都道府県		電話番号 ()	
法第3条の3第1項の届出をした年月日 (注3)		年 月 日			
工場又は事業所	名称				
	所在地	郵便番号 () 都道府県		電話番号 ()	
	連絡員の氏名 (注4)	所属部課名 () 電話番号 () FAX番号 () メールアドレス ()			
表示付認証機器の 認証番号、 名称及び 台数 (注5)	届出の内容 (注6)	使用 (新規)・ 変更・変更なし	使用 (新規)・ 変更・変更なし	使用 (新規)・ 変更・変更なし	使用 (新規)・ 変更・変更なし
	使用の開始の日 又は変更した日 (注7)	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	認証番号				
	名称				
	台数 (注8)				
使用の目的					
使用の方法					
氏名等 の変更 (注9)	変更前				
	変更後				

- 注 1 「整理番号」 この欄には、記載しないこと。
- 2 代理人が押印する場合には、委任状を添付すること。
- 3 「法第3条の3第1項の届出をした年月日」 法第3条の3第1項の届出の際に通知された届出番号がある場合には、当該届出をした年月日及び当該届出番号を記載すること。
- 4 「連絡員の氏名」 F A X 番号及びメールアドレスについては、可能な範囲で記載すること。
- 5 「表示付認証機器の認証番号、名称及び台数」 すべての表示付認証機器について、認証番号が同じ表示付認証機器ごとに記載すること。
- 6 「届出の内容」 該当するものを丸で囲むこと。
- 7 「使用の開始の日又は変更した日」 新規に使用する場合は当該使用の開始日を、変更の場合は変更日をそれぞれ記載し、変更がない場合は空欄とすること。
- 8 「台数」 変更の場合は、変更前及び変更後の台数について記載すること。
- 9 「氏名等の変更」 氏名若しくは名称、住所（工場又は事業所の名称又は所在地を含む。）又は法人にあつてはその代表者の氏名の変更について記載すること。
- 備考1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 この届書の提出部数は、1通とすること。
- 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

付録4 表示付認証機器廃止及び廃止措置計画届

様式第三十七 (第26条の2第1項及び第2項関係)

整理番号 (注1)

表示付認証機器使用廃止及び廃止措置計画届			
年 月 日			
原子力規制委員会 殿			
氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)			
Ⓜ (注2)			
放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第27条第1項及び第28条第2項の規定により、表示付認証機器の使用の廃止及び廃止措置計画を届け出ます。			
氏名又は名称			
法人にあつては、その代表者の氏名			
住所		郵便番号 () 都道府県 電話番号 ()	
法第3条の3第1項の届出をした年月日 (注3)		年 月 日	
工場又は事業所	名称		
	所在地	郵便番号 () 都道府県 電話番号 ()	
	連絡員の氏名 (注4)	所属部課名 () 電話番号 () FAX番号 () メールアドレス ()	
使用を廃止した表示付認証機器の認証番号、名称及び台数	認証番号	名称	台数
使用廃止年月日		年 月 日	
使用を廃止した理由			
廃止措置計画 (注5)			

注1 「整理番号」 この欄には、記載しないこと。

2 代理人が押印する場合には、委任状を添付すること。

3 「法第3条の3第1項の届出をした年月日」 法第3条の3第1項の届出の際に通知された届出番号がある場合には、当該届出番号を併せて記載すること。

4 「連絡員の氏名」 FAX番号及びメールアドレスについては、可能な範囲で記載すること。

5 「廃止措置計画」 放射性同位元素の輸出、譲渡し、返還又は廃棄の方法及び計画期間を記載すること。

付録4 表示付認証機器廃止及び廃止措置計画届

- 備考1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 この届書の提出部数は、1通とすること。
 - 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

密封放射線源引取依頼書

公益社団法人日本アイソトープ協会 御中
 〒113-8941 東京都文京区本駒込二丁目28番45号
 TEL03-5395-8031 FAX03-5395-8054

課長	欄
放射線源課	技術課

担当者	事業所名		
	所在地	〒 000-0000	
	所属		
	氏名	印 ○	
放射線取扱 主任者	事業所名		
	氏名	許可番号	
	住所	〒 000-0000	
	所属		
	氏名	印 ○	
	所定用紙	貴注文番号	

線源課受付	受取発送日	請求発送日

見積番号	
本体価格	
頒布2受注番号	

入庫日	検収日	検収完了日

TEL	(ex)
FAX	
TEL	(ex)
FAX	
TEL	(ex)
FAX	

核種	引渡希望日	輸送方法	線源容器返却	輸送物総重量 (kg)	梱包物表面最大線量当量率 (uSv/h)	依頼書番号	引取受注番号

【線源情報】

製造者名	線源型式	個数	線源番号	認証番号	保管場所
購入先	購入年月日	購入時数量 (公称放射能)	引渡時	用途	検収コメント
					特記事項
					備考

製造者名	線源型式	個数	線源番号	認証番号	保管場所
購入先	購入年月日	購入時数量 (公称放射能)	引渡時	用途	検収コメント
					特記事項
					備考

表示付認証機器の受入れ・保管・払出しの記録

(平成 年度)

機器の名称		認証番号			
線源型式		線源番号			
使用の目的					
使用の方法					
受入れ	年月日				
<table border="1"> <tr> <td>管理責任者</td> <td>印</td> </tr> </table>	管理責任者	印	放射性同位元素の種類		
	管理責任者	印			
	放射性同位元素の数量				
	相手方の氏名又は名称				
保管	開始年月日				
<table border="1"> <tr> <td>管理責任者</td> <td>印</td> </tr> </table>	管理責任者	印	終了年月日		
	管理責任者	印			
	方法				
	場所				
	従事する者の氏名				
払出し	年月日				
<table border="1"> <tr> <td>管理責任者</td> <td>印</td> </tr> </table>	管理責任者	印	放射性同位元素の種類		
	管理責任者	印			
	放射性同位元素の数量				
	相手方の氏名又は名称				
備考					

(閉鎖後5年間保管)

表示付認証機器の運搬の記録

管 理 責 任 者	印
-----------	---

(平成 年度)

機器の名称		認証番号	
線源型式		線源番号	
運搬の種類	事業所内		事業所外
運搬の年月日	平成 年 月 日		
運搬の方法	手運び 台車 車両 その他 ()		
輸送物の種類	L型輸送物		A型輸送物
運搬物表面の1cm線量当量率の最大値	$\mu\text{Sv/h}$		L型輸送物 (5 $\mu\text{Sv/h}$ 以下) A型輸送物 (2mSv/h以下)
運搬物表面から1mでの1cm線量当量率の最大値	$\mu\text{Sv/h}$		L型輸送物 (5 $\mu\text{Sv/h}$ 以下) A型輸送物 (100 $\mu\text{Sv/h}$ 以下)
表面汚染密度	あり ・ なし		(α 線核種以外 0.4Bq/cm ² 以下)
運搬の荷送人又は荷受人の氏名又は名称			
運搬に従事する者の氏名又は運搬の委託先の氏名もしくは名称			
運搬する相手方の氏名又は名称			
備考			

(閉鎖後5年間保管)